

News  
**おしらせ**  
News  
News

総務課 ☎ IP53・2321  
企画振興課 ☎ IP53・2325  
住民課 ☎ IP53・2323  
農林建設課 ☎ IP53・2322  
保健福祉課 ☎ IP53・3155  
農業委員会 ☎ 53・2324  
教育委員会 ☎ IP53・3443

くらし  
農業者年金への  
加入のおすすめ

農業者年金制度は、将来に受け取る年金を、自分自身で積み立てる積立方式の年金です。加入できる方

- ① 国民年金の1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事している方
- ③ 60歳未満の方

※農地を持っていない農業者や配偶者、後継者も加入できます

農業者年金の優れた点

- 保険料は、**全額社会保険控除の対象となり、大きな節税効果があります**
- 運用益は非課税となります
- 毎月の保険料は、2万円から

ら最高6万7000円まで1000円単位で自由に決めることができ、**変更も自由です**

○ 一定の要件を満たす農業者は、保険料の助成を受けられます

農業者年金制度改正について

○ 農業者老齢年金(通常加入)の保険料下限額は2万円ですが、35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円から加入できます

○ 原則65歳に達した時に裁定請求することにより受給できますが、65歳以上75歳未満の間でご自身の判断で裁定請求する時期を選択することもできます(これまでどおり60歳以上65歳未満の間で繰上受給することも可能です)

○ 国民年金の任意加入者である60歳以上65歳未満の農業に従事している方も農業者年金に加入可能になりました。

問合せ先 農業委員会事務局  
☎ 53・2324 または 月形町農業協同組合金融課 ☎ 53・3422



くらし  
路線バス待合所について

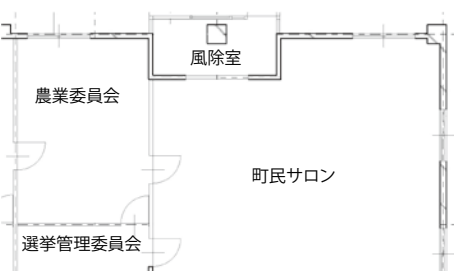
新たな町道整備に伴う、旧石狩月形駅舎解体工事の実施により、8月1日からバス待合所は、役場町民サロンをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、各路線バスの停留所の変更はありません。

利用時間

- ① 町民サロン
  - 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時まで
  - 土曜日 午前8時30分～午後0時30分まで
  - 町民サロン風除室
    - 毎日午前6時～午後7時まで

問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎ IP 53・2325



土地を取引したときは届け出が必要かも

～国土利用計画法の土地取引に関する届出制度について～

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引を行ったときは、契約(予約を含む)締結日から2週間以内に、譲受人は土地の利用目的および取引価格などを土地の所在する市町村に届出をする必要があります。

【届出書類】

- ・ 土地売買等届出書
- ・ 土地売買等契約書の写し
- ・ 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・ 土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・ 土地の形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面
- ・ 委任状(代理人が届出する場合)

※添付書類含め各3部

(正本1部、副本2部、副本はコピー可)

※市町村に提出された書類は空知総合振興局で審査されます

【留意事項】

- ・ 「一定面積以上」とは、市街化区域は2,000㎡以上、都市計画区域外は10,000㎡以上となります。なお、取得する面積の合計が一定面積以上となる場合にも届出が必要です
- ・ 対象となる土地取引は所有権、地上権、賃借権など
- ・ 当事者の一方または双方が、国や地方公共団体など、滞納処分などの競売、農地法の第3条第1項の許可を受けることを要する場合などは届出不要となります
- ・ 届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。届出期限が過ぎた場合でも、届出書の提出が必要です

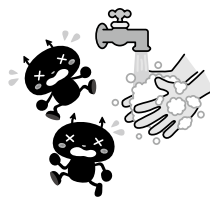
提出・問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎ IP 53・2325

くらし 食中毒を  
予防しよう

夏になると食品が傷みややすく、食中毒を引き起こす危険性が高まります。次のことに気を付けて食中毒を予防しましょう。

●つけない（清潔）

トイレの後や調理を始める前は、必ず手を洗いましょ。食器やふきん、まな板、スポンジ、タオルなどの調理器具はこまめに洗いましょ。熱湯や消毒薬で消毒すること大切です。



●ふやさない（迅速・冷却）

食品を買ってきたら室温に長く放置しないで、冷凍・冷蔵庫に保存するか、速やかに調理するようにしましょ。特に生の食品材料は、できるだけ早く調理しましょ。

●やっつける（加熱と殺菌）

食中毒菌は熱に弱く、70℃で1分以上の加熱でほとんどの菌は死んでしまいましょ。なお、ノロウイルスは85℃（90℃で90秒以上）の加熱が有効です。

くらし 津波から  
身を守るう

平成5年7月12日、北海道南西沖で地震により大きな津波が発生し、多くの犠牲者が出ました。この地震は「とにかく早い判断をし、すぐに高台へ逃げる」ことが重要などの教訓を残しています。

皆さんの早い判断のため、津波警報など（大津波警報・津波警報・津波注意報）の発表を知る手段として、令和2年夏から視覚による伝達である「津波フラッグ」が加わっています。

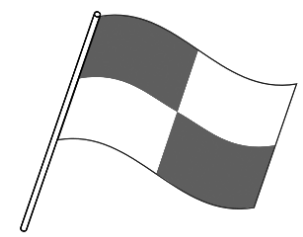
●津波から身を守るために  
・海の近くでの強い揺れを感じた時には、直ちに「より高いところ」を目指して逃げましょ。

・揺れを感じていなくても、津波フラッグや津波警報などを見たり聞いたりしたら、すぐに避難しましょ。

・繰り返し津波は、あとから来る津波の方が高くなることあります。避難後は最新の情報を確認し、津波警報などが出ている間は避難を続けてください。

問合せ先 札幌管区気象台防

災害調査課 011・611・6149



▲津波フラッグのデザイン

くらし し尿の汲み取り依頼  
は余裕をもって

本町のし尿および単独浄化槽汚泥については、奈井江浄化センターで近隣の12市町と共同処理を行っています。

施設を効率的に運営するため、月形環境センターから奈井江浄化センターへの搬入時間や量が制限されています。

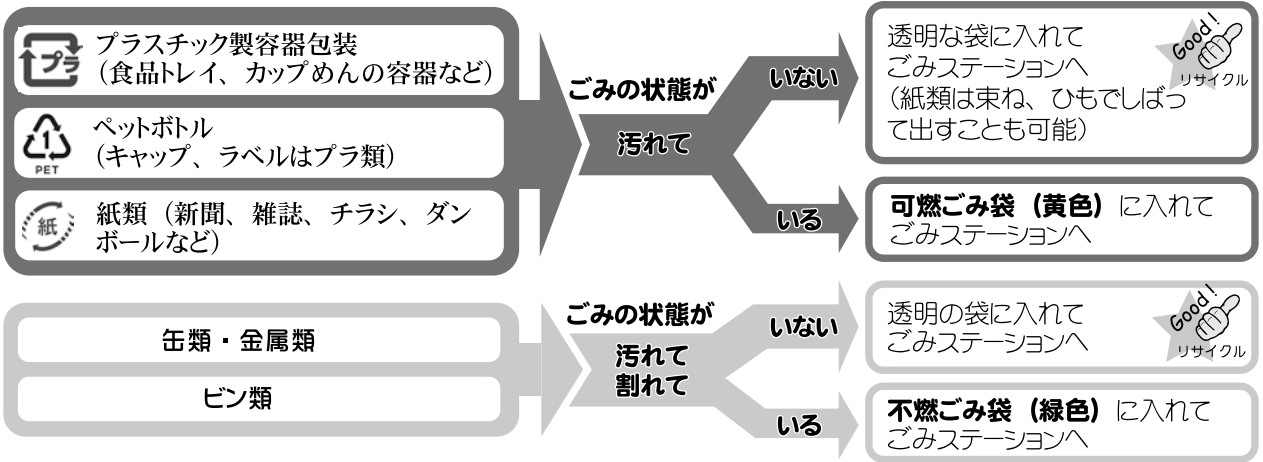
このため、皆さんから依頼があつても、すぐに対応できないことが予想されますので、汲み取りの依頼は、10日程度の余裕をもって、左記の依頼先へご連絡ください。

依頼先 月形環境センター  
53・2452

問合せ先 住民課生活環境係  
IP 53・2323

資源ごみ（家庭用）の分別方法

可燃ごみ袋や不燃ごみ袋の中に資源ごみとして出すことのできるものが混ざっていることがあります。きちんと分別することで資源として活用することができます。分別方法を再度、確認しましょ。



※ごみをステーションに出した後は、収集されたか確認しましょ  
ルールが守られていない状態で出されたごみは収集できません  
※詳しくは「月形町ごみの分け方・出し方ガイドブック」をご覧ください

問合せ先  
住民課生活環境係  
IP 53・2323

## 子育て世帯へ給付金を支給

～子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）～



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し支援を行う観点から、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を支給します。  
なお、この給付金は全国一律の制度となります。

### 支給対象者

次の①、②のどちらにも該当する方が対象となります。

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する方  
※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象になります
- ②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

### 支給額

児童1人あたり 一律5万円

### 支給手続き

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方  
◆給付金は、申請不要で受け取れます  
◆令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます【月形町では、対象者へ令和4年7月中に支給予定です】
- ②①以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）  
◆給付金を受け取るには、申請が必要です。受け付けは、令和5年2月28日までです  
◆申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに保健福祉課地域福祉係の窓口へ直接または郵送でご提出ください  
◆給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます

### 問合せ先

保健福祉課地域福祉係 ☎☎53・3155

## 給付金10万円を支給します

～令和4年度住民税非課税世帯・家計急変世帯～

原油価格・物価高騰などの影響により、生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給します。

### 給付対象者

※令和3年度住民税非課税世帯等に対する給付金を支給していない世帯が対象となります。

- ①世帯全員の令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯の方  
（市町村民税が課税されている方の扶養親族などのみからなる世帯を除く）
- ②令和4年1月以降の家計急変世帯の方  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

### 問合せ先

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0120・526・145  
保健福祉課地域福祉係（保健福祉総合センター内） ☎☎53・3155

### 申請方法

- ①住民税非課税世帯の方  
対象となる世帯には月形町から確認書を送付します。記載内容を確認し、確認書を返送してください  
※令和4年1月1日時点で月形町に住民登録がない非課税世帯の方には確認書を送付しません。申請書での申請が必要となりますので、下記の問い合わせ先へご連絡ください
- ②家計急変世帯の方  
令和4年1月以降の任意の1カ月の収入を12倍し、合計額が非課税相当になる方が対象です。「任意の1カ月」は令和4年1月以降であれば、どの月の給与明細書などを選んでも構いません。申請方法の詳細については、下記の問い合わせ先へご確認ください



**健康**  
献血にご協力を  
お願いします

献血を次の日程で実施します。

献血された方には各種血液検査の結果が届き、献血をすることで、健康状態をチェックすることができます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、献血者が減少しています。血液製剤を安定的に確保するためにも、皆さまのご協力をよろしくお願いします。なお、献血車の中には個別に仕切り、消毒を徹底しています。

献血日 7月26日(火)

**場所・時間**  
●月形刑務所 午前9時30分～11時  
●月形町役場 午後0時30分～4時30分

問合せ先 保健福祉課保健係  
TEL 53・3155

**その他**  
職業講習を  
実施します

美唄地域人材開発センターでは、次のとおりを職業講習・職業訓練を実施します。

●エクセル・パソコン初級講座(夜間)

期間 8月2日(火)・9日(火)・16日(火)・23日(火)

時間 午後6時15分～午後8時15分

定員 10人  
受講料 3000円、(消費税・テキスト代込み)

申込期日 7月26日(火)

●公共職業訓練(緊急再就職訓練)総合ビジネス科

簿記・経理の基本知識を習得し、日商簿記検定の合格を目指します。併せて、ビジネス文書や各種書類作成に必要なワープロソフト・表計算ソフトを基礎から学び、ワープロ検定・表計算検定の合格を目指します。

期間 8月23日(火)～12月22日(木)(土日祝を除く)

時間 午前9時～午後3時30分

定員 15人  
対象者 一般求職者

申込期日 8月1日(月)

受講料 無料(テキスト代約1万6000円および検定料は受講者負担)

申込・問合せ先 美唄地域人材開発センター TEL 63・4218

**サマージャンボ7億円**  
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

**サマージャンボミニ3千万円**  
(1等3千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

**7月5日(火)の2種類同時発売!**

発売期間 7/5(火)～8/5(金)

公益財団法人北海道市町村振興協会

**自衛官募集** ~可能性にチャレンジ~

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23-5514  
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・F53-2321

募集種目	受験資格	受付期限	試験期日
航空学生	空：高卒21歳未満の方 海：高卒23歳未満の方	9月8日	9月19日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方	9月5日	9月15日～17日(いずれか1日)
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方	①8月19日 ②9月9日	①8月26日～28日 ②9月23日～29日
防衛医科大学校医学科学生	18歳以上21歳未満の方	10月12日	10月22日
防衛医科大学校看護科学生	18歳以上21歳未満の方	10月5日	10月15日
防衛大学校学生	18歳以上21歳未満の方	10月26日	11月5・6日
予備自衛官補	一般	18歳以上34歳未満の方	9月16日 9月26日～10月2日(いずれか1日)
	技能	18歳以上で国家資格を有する方(資格により53歳未満から55歳未満)	

8月1日は **納期限** です

固定資産税 第2期  
国民健康保険税 第1期  
後期高齢者医療保険料  
介護保険料

～2022年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	8月1日	9月30日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	10月31日	12月26日		
国民健康保険税	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日
後期高齢者医療保険料	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日
介護保険料	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日

その他  
海上保安大学校・海上保安学校学生募集

海上保安庁では、令和5年4月採用の学生を募集します。受験資格 高等学校または中等教育学校卒業から2年以内（海上保安学校は12年以内）および令和5年3月までに高等学校及び中等教育学校卒業見込の方

受付期限  
・海上保安大学校 8月25日（木）～26日（金）（郵送・持参）、8月25日（木）～9月5日（月）（インターネット）

・海上保安学校 7月19日（火）～20日（水）（郵送・持参）、7月19日（火）～7月28日（月）（インターネット）

一次試験  
・海上保安大学校 10月29日（土）、30日（日）

・海上保安学校 9月25日（日）  
※詳細はホームページに掲載しています

http://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment  
問合せ先 小樽海上保安部管理課 ☎0134・27・6118



防災対策専門員による防災講座

～警戒レベル3「高齢者等避難」について～

昨年、風水害における警戒レベルの避難情報が見直されました。見直し後の避難情報は危険な場所から全員避難を促す警戒レベル4「避難指示」、危険な場所から高齢者等の避難を促す警戒レベル3「高齢者等避難」となります。高齢者等の「等」には、障がいのある人など何らかの支援が必要な「要配慮者」や要配慮者の避難支援者などが含まれます。主な要配慮者としては、「高齢者」、「障がいのある人」、「妊産婦や乳幼児」、「外国人」、「難病患者や傷病者」などとなります。

「避難指示」よりも早い段階で「高齢者等避難」が発令されるため、「まだ大丈夫じゃない？」と思われる方もいますが、避難に時間がかかる場合があることから、災害が発生する前に余裕を持って行動する必要があります。

災害で最も優先されるべきものは、自らの命を守ることです。そのための準備は日頃から進めておきましょう。

その他

月形樺戸博物館を

無料開放します

7月17日は、松浦武四郎が「北加伊道」という名称を明治政府に提案した日です。

北海道では、これまでの歴史や文化、風土を見つめ直し、北海道の価値を再確認するとともに、道民一体となつてより豊かな北海道を築き、北海道の魅力発信することを目的として、この日を「北海道みんなの日」に制定しています。

月形樺戸博物館はこの日に

合わせ、入館料を無料とします。ぜひこの機会にご来館ください。

無料開放日 7月17日（日）  
開館時間 午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎53・3443

その他 詳細情報は北海道のホームページをご覧ください  
北海道のホームページ  
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/717/event.html



月形町社会体育・芸術

文化振興事業

育成基金事業

月形町社会体育・芸術文化振興事業

各種スポーツや芸術活動において、全国・全道大会および国際的なコンクールなどに参加、出場する団体・個人に対して、参加費用に係る経費の一部を助成します。

●助成対象者  
補助対象となる大会に出場する町民

●助成対象経費  
参加料、交通費、宿泊費、その他大会出場に必要な経費

●助成対象となる大会  
地区大会などを経て地区代表として出場する全道大会および全国大会・国際大会

●助成金額  
補助対象経費の4分の3以内

■月形町青少年健全育成基金事業  
青少年の健全育成を目的とした事業を奨励するため、事業に要した費用の一部を助成します。

育成基金事業

●助成対象者  
○個人（23歳未満の青少年および育成指導者）

○団体（町子ども会育成連絡協議会所属の子ども会、奉仕、文化、スポーツ活動を行う青少年団体、その他青少年健全育成活動を行う青少年団体）

●助成対象事業の例  
・スポーツ活動事業（スポーツ教室などの開催経費、用具の購入費など）

・文化活動事業（音楽鑑賞会、芸術鑑賞会など）  
・交流活動事業（国内、海外での人的交流や研修会など）

●助成金額  
補助対象経費の4分の3以内  
助成を希望する個人および団体はお早めにお問い合わせください。

申請・問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎53・3443

## その他 ご協力ありがとうございました（緑の募金）

4月15日から5月31日までの間に実施された「緑の募金」運動で、総額2万3546円が寄せられました。

「緑の募金」は、国内外の植林をはじめ、森林の整備や森林ボランティアの育成などに活用されます。

また、募金総額の65%は月形町に交付され、緑化推進事業に充てられます。

問合せ先 月形町国土緑化推進委員会（農林建設課農村整備係内）  
TEL 53・2322

## 定 空知森林管理署と森 協 林づくり活動の協定

5月25日、明治23年に囚徒が植栽した貴重な杉林（国有林）を管理・活用するため、空知森林管理署（武森美紀男署長）と「多様な活動の森における国民参加の森林づくり活動に関する協定」を締結しました。

この協定の締結により、今後、杉林の適正な管理と自然観察教育の円滑な実施が可能となります。



▲武森美紀男署長（左）

## 彰 交通死亡事故ゼロ 表 2500日を達成

平成27年に起きた交通死亡事故以来、町内では死亡事故が発生しておらず、5月2日に交通死亡事故ゼロ2500日を達成しました。

5月12日、北海道交通安全推進委員会から月形町交通安全推進協会へ表彰状が贈られ、上坂町長から毛利隆会長へ伝達されました。



▲毛利隆会長（左）

## ご存知ですか？ 「中退共」の 退職金制度

### 国の 退職金制度！

●新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

●自治体等独自の掛金補助制度があります。

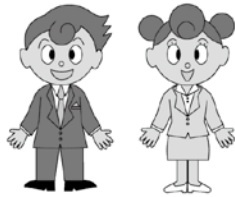
●掛金は全額非課税で、手数料もかかりません。

### 外部積立型だから 管理が簡単！

●従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主に知らせします。

●退職金は、中退共から直接従業員へ支払われます。

●パートさんもご加入いただけます。



詳しくはホームページをご覧ください。

お気軽にお問合せください

（独 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構  
中 小 企 業 退 職 金 共 済 事 業 本 部

TEL 03(6907)1134  
TEL 03(5955)8111



# 消太の防火教室

IWAMIZAWA FIRE DEPT

月形支署  
から  
お知らせ



## 《こんろによる火災を知ろう》

### 注意点と予防方法

#### ① 着衣着火について

こんろの炎が衣服に燃え移ることで、袖口などは特に注意を払いましょう。防炎品であるアームカバーなどを着用すると安心です。

#### ② こんろのまわりに物は置かない！

こんろの近くに置いていた布巾に火が燃え移ってしまうこともあります。こんろのまわりには物を置かないようにしましょう。



調理中は絶対にその場を離れない  
離れるときは必ず火を消すこと



### 《住宅用消火器》

火災の拡大を防ぐには、炎が小さなうちに消すこと（初期消火）が大切です。

住宅用消火器は住宅火災に適しており、誰でも安全・簡単に使用できるのが特長です。

### 消火する、しないの判断!!

#### ① 消火する

- 火元が確認できる（まわりが見える）
- 炎が天井や自分の背丈より小さい

#### ② 消火しない

- 火元が確認できない（煙が充満しまわりが見えない）
  - 炎が天井に届いていたり、自分の背丈よりも大きい
- ※速やかににげましょう



問合せ先 消防月形支署 TEL 53・2154（一般） TEL 24・0119（火事情報） TEL 119（救急・火事）



## 後期高齢者医療制度のお知らせ 保険証（被保険者証）の一斉更新について

### ■保険証が新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付（送付）しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です
- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、すべての被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します（窓口負担割合が変更とならない方も含みます）
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍保険係までお問い合わせください

### 新しい保険証は黄色です

### ■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の橙色の減額認定証および限度証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証および限度証を交付（送付）しますので、8月1日からは水色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍保険係へ申請してください。

※有効期間は1年間です

#### ●減額認定証の交付対象…次の区分ⅠまたはⅡに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○老齢福祉年金を受給されている方

#### ●限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

### 新しい減免認定証および限度証は水色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 9月30日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011009 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

▲保険証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011009 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

▲減額認定証

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011009 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

▲限度証

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP53・2323  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601

# 国民健康保険

## ◆令和4年度保険税率の改定について◆

### ■令和4年度保険税率

国民健康保険制度の改正により、平成30年度から北海道が財政運営の主体となる新しい国保制度が始まっています。保険税は国民健康保険運営の納付金として北海道へ納める財源となっています。

保険税の改定にあたっては、北海道が示す標準保険税率を参考にしながら決定します。所得割、均等割、平等割の割合を標準保険税率に近づけること、また、新型コロナウイルス感染症の流行による経済および生活への影響を考慮し、基金を活用することで負担が増えないよう改正をしました。

区分	課税標準	医療給付費分※1		後期高齢者支援金分※1		介護納付金分※2	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
所得割	加入者の所得	5.90%	変更なし	2.00%	変更なし	1.40%	変更なし
均等割	加入者1人当たり	29,000円	22,000円	10,000円	8,000円	10,000円	8,000円
平等割	加入者1世帯当たり	20,000円	23,000円	7,000円	8,000円	6,000円	変更なし
課税限度額		630,000円	650,000円	190,000円	200,000円	170,000円	変更なし

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する方がいる場合、世帯構成によって軽減措置があります

※2 介護納付金分は、40歳から64歳の方が属する世帯が対象となります

### ■課税限度額の見直し

保険税は、負担能力に応じ課税されていますが、被保険者の納付意欲に与える影響や制度および事業の円滑な運営を確保する観点から被保険者の保険税負担に一定の限度を設けることとされ、賦課限度額は、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように設定されています。

地方税法施行令改正により、医療費分が2万円、後期高齢者支援金等分が1万円引き上げられ、課税限度額は102万円になりました。

令和4年度の課税限度額は、上記の表のとおりです。

### ■特定世帯および特定継続世帯の保険税の軽減（上記※1の内容）

後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者の負担が急に増えることがないように、特定世帯および特定継続世帯に該当する世帯には保険税の軽減が適用されます。

軽減される保険税は、医療分および後期高齢者支援金分の平等割額で、特定世帯は2分の1が、特定継続世帯は4分の1が軽減されます。なお、所得に応じた保険税の軽減は適用後の平等割額対し適用されます。

また、世帯の異動をしたり、世帯主に変更があった場合は、対象外になる場合があります。

軽減後の保険税（平等割額）は次のとおりです。

	医療分	後期高齢者支援金等分
特定世帯	11,500円	4,000円
特定継続世帯	17,250円	6,000円

#### 特定世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合で、国民健康保険加入者が一人になる世帯で、後期高齢者医療制度へ移行した月（以下「特定月」という。）以後5年を経過するまでの世帯をいう。

#### 特定継続世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合で、国民健康保険加入者が一人になる世帯で、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの世帯をいう。



## ■所得に応じた保険税の軽減

前年の所得が一定以下に該当する世帯は、均等割額、平等割額が次のとおり軽減されます。

※世帯の中に住民税の申告をされていない方がいる場合は、軽減を受けることができませんのでご注意ください

軽減割合 ※3	軽減判定基準 ※4・5・6	軽減される額			
		区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
7割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	均等割	15,400円	5,600円	5,600円
		平等割	16,100円	5,600円	4,200円
5割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 43万円+28万5,000円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	均等割	11,000円	4,000円	4,000円
		平等割	11,500円	4,000円	3,000円
2割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 43万円+52万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	均等割	4,400円	1,600円	1,600円
		平等割	4,600円	1,600円	1,200円

※3 保険税率の注釈※1が適用される場合は、軽減される額が異なります

※4 「軽減判定基準」の所得には国民健康保険に加入されていない世帯主(擬制世帯主)の所得も含まれます

※5 「軽減判定基準」の給与所得者等とは一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方です

※6 「軽減判定基準」の加入者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含めます

## ■子どもの均等割額の軽減

令和4年4月1日から全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から子どもの均等割額が軽減されます。

軽減の対象者は、国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)です。

軽減される保険税は、未就学児に係る均等割額で5割が軽減されます。なお、所得に応じた保険税の軽減を受けた世帯は、その適用後の均等割額の5割が軽減されます。

軽減後の保険税(均等割額)は右記のとおりです。

	医療分	後期高齢者支援金等分
7割軽減	3,300円	1,200円
5割軽減	5,500円	2,000円
2割軽減	8,800円	3,200円
軽減なし世帯	11,000円	4,000円

## ◆保険証(被保険者証)の一斉更新について◆

### ■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限は令和4年7月31日です。新しい保険証は、7月末日までに住民登録をしている住所に簡易書留郵便で送付します。

※保険証の更新を役場窓口(住民課戸籍保険係)でしていただく場合があります。対象の方へは別途ご案内します

※70歳以上75歳未満の方は、保険証と高齢受給者証が一体型となっています

### ■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用認定証」という)も更新

現在ご使用の限度額適用認定証の有効期限は令和4年7月31日です。令和4年8月1日以降、限度額適用認定証が必要な方は、役場窓口(住民課戸籍保険係)で申請してください。



問合せ先

●制度全般について 住民課戸籍保険係 ☎IP53・2323

●保険税について 住民課税務係 ☎IP53・2323